恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十一号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同条中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に、「〇・九七八」を「〇・九八三」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

総務大臣　石田　真敏

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成三十年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の棒給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十二号

平成三十年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成三十一年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令

本則中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、本則の表中「一・二二〇」を「一・二二一」に、「一・二三〇」を「一・二三二」に、「一・二五六」を「一・二六二」を「一・二六三」に、「一・二六八」を「一・二六九」に、「一・二七八」を「一・二七九」に、「一・二九〇」を「一・二九一」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

2　平成三十一年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十三号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「平成二十九年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第一項中「平成二十九年四月分」を「平成三十一年四月分」に、「平成二十八年五月三十一日」を「平成三十年五月三十一日」に、「同年六月分」を「同月分」に改め、同条第二項中「平成二十八年六月一日」を「平